

証券コード2656
平成24年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目14番24号

株式会社 **ベクター**
代表取締役社長 梶 並 伸 博

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月19日(火曜日)午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成24年6月20日(水曜日)午前10時
2. 開催場所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 27階 エクセレンス
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第24期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項 議 案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.vector.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災後の内需の一時的な停滞、超円高、欧州債務危機、タイの洪水被害などによる輸出の減退によって景気回復は足踏み状態になりましたが、年明け以降は円高是正、内需の回復によって徐々に復調してまいりましたが、このような環境下、当社の当事業年度の業績は、営業収益につきましては3,635,484千円と前事業年度に比べ7.8%減と減収となりました。一方、利益状況につきましては、営業収益が減少する中で、減価償却費など固定費の増加が響いて、営業利益は51,742千円と前事業年度に比べ87.6%の減少、経常利益は55,679千円と前事業年度に比べ86.9%の減少となりました。また、オンラインゲーム事業に係るソフトウェアの減損損失102,470千円のほか、年度末の3月下旬に発生した当社サーバーへの不正アクセス事案に絡んだ情報セキュリティ対策費の引当計上110,000千円を含めて特別損失229,190千円の計上により、税引前当期純損失172,070千円（前事業年度は税引前当期純利益253,082千円）となりました。

この結果、法人税等調整額などを差引いて当期純損失255,104千円（前事業年度は当期純利益146,871千円）となりました。

当事業年度のセグメント別販売実績は以下のとおりであります。

当社が新たな経営の柱として力を入れているオンラインゲーム事業については当事業年度の販売金額は、2,548,570千円と前事業年度に比べ4.1%減となりました。

当該事業は、従来型オンラインゲーム（クライアントソフトをパソコンにダウンロードするもの）、ブラウザゲーム（パソコンのブラウザ上で起動するダウンロード不要のオンラインゲーム）、モバイルゲーム（従来型の携帯電話のほかスマートフォンと呼ばれる高機能携帯電話を使った交流サイトで遊べるソーシャルゲーム）の3つの分野から構成されていますが、当該事業の7割を占める従来型オンラインゲームは概ね好調でしたが、ブラウザゲーム、モバイルゲームの大幅減が響きました。

従来型オンラインゲーム（MMORPG）は、大型タイトルの「Finding Neverland Online ー聖境伝説ー」（平成23年4月より正式サービス開始）および「晴空物語」（平成23年11月より正式サービス開始）など、当事業年度末時点で12タイトルを運営しました。

また、当社が運営する専門ポータルサイト「ブラゲタイム」上で展開するブラウザゲームは「ドラゴンクルセイドⅡ」など当事業年度末時点で6タイトルを運営しました。ブラウザゲームは、従来型オンラインゲームに比べ表現力に劣る点

や、ライトユーザーがスマートフォンを使ったモバイルゲームに移行している点等から、一時ほどの勢いがなくなりました。

一方、平成21年8月より開始したモバイルゲームは、当社の場合、主として携帯電話向けに交流サイト運営会社の専門サイトを通じて、「こいけん!」など当事業年度末時点で6タイトルを運営しました。モバイルゲームはタイトルを自社開発しておりますが、競争激化による苦戦を余儀なくされております。

ソフトウェア販売事業の当事業年度の販売金額は927,024千円と前事業年度に比べ17.3%減となりました。うち、プロレジ・サービスの販売金額は807,292千円と前事業年度に比べ15.5%減となるなど、ソフトウェアのダウンロード販売事業は、ウイルス対策ソフトについては依然根強い需要がありますが、消費者の有料パソコンソフトに対する需要は、減少しつつあります。ソフトハウス向けダウンロード販売総合支援サービス業務の販売金額も90,015千円と前事業年度に比べ20.4%減となりました。

そのほか、当社の「Vector」サイト上で展開するサイト広告販売事業の当事業年度の販売金額は、ソフトウェア販売の落込みと連動するかたちで156,121千円と前事業年度に比べ2.7%減となりました。なお、キーワード広告（リスティング広告）については当該事業の4割近くを占め、サイト広告販売事業を下支えしましたが、当該事業全体では景気回復の遅れが響き、概して低調裡に推移しました。

その他の当事業年度の販売金額は、3,767千円と前事業年度に比べ18.4%減となりました。うち、個人向け会員制ブログサービスが3分の1を占めており、他は他社サーバー運用受託サービス等となっております。

## セグメント別販売実績

(単位：千円、%)

|            | 第24期<br>(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) |       |        |
|------------|-----------------------------------|-------|--------|
|            | 金額                                | 構成比   | 前期比増減率 |
| オンラインゲーム事業 | 2,548,570                         | 70.1  | △4.1   |
| ソフトウェア販売事業 | 927,024                           | 25.5  | △17.3  |
| サイト広告販売事業  | 156,121                           | 4.3   | △2.7   |
| その他        | 3,767                             | 0.1   | △18.4  |
| 合計         | 3,635,484                         | 100.0 | △7.8   |

(2) 設備投資および資金調達についての状況

当事業年度の設備投資および資金調達等の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

| 区 分 \ 期 別                          | 第 21 期<br>(20/4~21/3) | 第 22 期<br>(21/4~22/3) | 第 23 期<br>(22/4~23/3) | 第 24 期<br>(当事業年度) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 営 業 収 益 (千円)                       | 2,009,455             | 3,157,639             | 3,943,691             | 3,635,484         |
| 経 常 利 益 (千円)                       | 99,562                | 413,753               | 425,903               | 55,679            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)          | △195,585              | 279,407               | 146,871               | △255,104          |
| 総 資 産 (千円)                         | 2,818,932             | 3,451,618             | 3,539,948             | 3,113,854         |
| 純 資 産 (千円)                         | 2,365,398             | 2,724,074             | 2,815,576             | 2,473,126         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | △2,860.45             | 4,083.35              | 1,065.00              | △1,848.56         |
| 1株当たり純資産 (円)                       | 34,593.99             | 39,668.79             | 20,390.78             | 17,903.39         |

(注) 平成22年1月26日開催の取締役会決議により、第23期期初平成22年4月1日を効力発生日とする1株につき2株の割合による株式分割を実施しております。

## (5) 対処すべき課題

当社は、インターネットを通じて多くの人々の生活が「より便利に、より楽しく」なるサービスを創造することをモットーに経営を展開しております。

当事業年度の期末3月下旬に当社サーバーへの不正アクセス事案が発生し、多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くお詫びするとともに、再発防止に向けてセキュリティ強化のための諸施策を講じる所存であります。

さて、当社は従来、パソコンソフトのダウンロード販売を中心としたインターネット販売事業を手がけてまいりましたが、現在は、オンラインゲーム事業を経営の新たな柱と位置付け積極的な事業展開を行っております。

当社にとってオンラインゲームビジネスを拡大することが最重要戦略事業と位置付けており、昨今のスマートフォンの急速な普及を視野に入れながら、魅力的な新規タイトルを積極的に投入することが喫緊の課題であると認識しております。

このように「より強いオンラインゲーム運営会社の実現」に向けて昨年末に組織変更を行ない、

1. 「オンラインゲーム事業部」を再編し、既存タイトル運営力の強化を通じた運営体制に対しての顧客(利用者・開発会社)満足度アップ
2. 「オンラインゲーム支援本部」を新設し、新規タイトル調達力の強化を通じた新規タイトル獲得に対する他社への優位性アップ

に注力する所存であります。

当社では、インターネットビジネスが当社のコアコンピタンスであるとの認識のもと、ヒト、モノ、カネ、情報などからなるすべての経営資源を最大限に活用して収益機会の多様化を図り、企業価値の向上を通じて、株主の皆様の期待に応えるべく努力してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご鞭達を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容

当事業年度末(平成24年3月末)現在の当社の主な事業は、オンラインゲーム事業であります。そのほかソフトウェア販売事業(インターネットを利用したパソコンソフトのダウンロード販売)およびサイト広告販売事業等を行っております。

(7) 主要な営業所および使用人の状況

- ① 当社の主要な営業所  
本 社 東京都新宿区
- ② 使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減(△) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 90名  | △6名       | 35.6才 | 4年5ヶ月  |

(注) 上記の使用人数には、パートタイマー人員(49名)は含めておりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況

| 会社名        | 資本金        | 当社への議決権比率 | 主要な事業内容               |
|------------|------------|-----------|-----------------------|
| ソフトバンク株式会社 | 213,797百万円 | 52.39%    | ソフトバンクグループを統括する純粋持株会社 |

(注) ソフトバンク株式会社の当社への議決権比率は、同社の保有分2.12%と、同社の100%子会社ソフトバンクBB株式会社保有分40.48%および同社の子会社ヤフー株式会社保有分9.79%の合計であります。  
ソフトバンク株式会社と当社との間に事業活動上の取引はありません。

- ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 ..... 548,000株  
 ② 発行済株式の総数 ..... 139,274株  
 ③ 当事業年度末の株主数 ..... 3,468名  
 (前事業年度末比972名増加)  
 ④ 大株主 (平成24年3月31日現在)

| 株 主 名                      | 持 株 数   | 持株比率  |
|----------------------------|---------|-------|
| ソ フ ト バ ン ク B B 株 式 会 社    | 55,868株 | 40.5% |
| 梶 並 伸 博                    | 33,307  | 24.1  |
| ヤ フ ー 株 式 会 社              | 13,511  | 9.8   |
| 梶 並 京 子                    | 7,676   | 5.6   |
| 梶 並 千 春                    | 3,465   | 2.5   |
| ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社        | 2,921   | 2.1   |
| 井 上 雅 博                    | 420     | 0.3   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 330     | 0.2   |
| 大 和 証 券 株 式 会 社            | 272     | 0.2   |
| 小 林 稔 忠                    | 260     | 0.2   |

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式1,272株があります。なお、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権の内容の概要

|                                                 | 第4回<br>(平成14年6月19日決議)         | 第5回<br>(平成15年6月18日決議)         | 第6回<br>(平成16年6月22日決議)         | 第7回<br>(平成17年6月23日決議)         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 保有人員および<br>目的となる株式の数<br>取締役<br>(うち社外取締役)<br>監査役 | 4名 88株<br>(1名 16株)<br>2名 32株  | 4名 92株<br>(1名 20株)<br>2名 44株  | 4名 190株<br>(1名 40株)<br>2名 90株 | 6名 184株<br>(1名 30株)<br>2名 70株 |
| 新株予約権の目的となる株式<br>の種類                            | 普通株式                          | 普通株式                          | 普通株式                          | 普通株式                          |
| 新株予約権の発行価額                                      | 無償とする。                        | 無償とする。                        | 無償とする。                        | 無償とする。                        |
| 新株予約権の行使時の<br>払込金額                              | 162,000円                      | 131,500円                      | 108,500円                      | 130,000円                      |
| 新株予約権の行使時の<br>行使期間                              | 平成16年6月20日<br>～<br>平成24年6月19日 | 平成17年6月19日<br>～<br>平成25年6月18日 | 平成18年6月21日<br>～<br>平成26年6月22日 | 平成19年6月24日<br>～<br>平成27年6月23日 |
| 新株予約権の主な行使条件                                    | (別記1)                         | (別記1)                         | (別記1)                         | (別記2)                         |

|                                                 | 第9回<br>(平成21年9月18日決議)         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------|
| 保有人員および<br>目的となる株式の数<br>取締役<br>(うち社外取締役)<br>監査役 | 4名 740株<br>(1名 100株)<br>—     |
| 新株予約権の目的となる株式<br>の種類                            | 普通株式                          |
| 新株予約権の発行価額                                      | 148円(注)                       |
| 新株予約権の行使時の<br>払込金額                              | 30,000円                       |
| 新株予約権の行使時の<br>行使期間                              | 平成21年10月5日<br>～<br>平成31年10月4日 |
| 新株予約権の主な行使条件                                    | (別記3)                         |

(注) 平成22年4月1日を効力発生日とする1株につき2株の割合による株式分割を実施したこと  
に伴う調整を行っております。

(別記1) 新株予約権者は、権利行使時に当社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にある  
ことを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年  
退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。

(別記2) 新株予約権者は、権利行使時に当社および当社の子会社の取締役、監査役、従業員のほか  
特定使用人等の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了  
により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの  
限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。



(別記3) 新株予約権者は本新株予約権を行使することができる期間の開始日から満了日までの間に、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価格の100%の価額で満了日までに権利行使しなければならない。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書に定めるところによる。新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することはできない。

**(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                               |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 梶 並 伸 博 | 兼経営企画室長                                                     |
| 取 締 役     | 滝 田 英 明 | ソフトバンクBB(株) SoftBankSELECTION事業推進本部<br>海外事業推進室 室長           |
| 取 締 役     | 梶 並 京 子 | 管理部長                                                        |
| 取 締 役     | 赤 塚 正   | システム部長                                                      |
| 取 締 役     | 齊 藤 雅 志 | オンラインゲーム事業部長兼ソフトウェア事業部長                                     |
| 取 締 役     | 青 木 裕 文 | オンラインゲーム支援本部長                                               |
| 取 締 役     | 溝 口 泰 雄 | ソフトバンクBB(株)取締役常務執行役員、BBソフトサー<br>ビス(株)代表取締役、ディーコープ(株)代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 佐 藤 桂   | 佐藤桂事務所代表、(株)カービュー社外監査役                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 小 島 秀 樹 |                                                             |
| 監 査 役     | 小 林 稔 忠 | (株)小林稔忠事務所代表取締役、(株)ユビテック社外監査役                               |
| 監 査 役     | 甲 田 修 三 | ソフトバンクBB(株)執行役員、ソフトバンクモバイル(株)執<br>行役員、ソフトバンクテレコム(株)執行役員     |
| 監 査 役     | 松 浦 行 男 | 三菱総研DCS(株)総合企画部担当部長                                         |

- (注) 1. 取締役のうち溝口泰雄、佐藤 桂の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち小林稔忠、甲田修三、松浦行男の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役佐藤桂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役松浦行男氏は、大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 重要な兼職先である法人等と当社との関係については、(3) 社外役員に関する事項をご参照ください。
6. 取締役梶並京子氏は、代表取締役社長の配偶者であります。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数       | 報酬等の額               | 摘 要                                                                                                                                  |
|--------------------|-----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 37,187千円<br>(3,000) | 平成12年6月9日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額500,000千円以内、監査役分が年額50,000千円以内であります。                                                            |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 13,110千円<br>(4,350) |                                                                                                                                      |
| 合 計                | 10名       | 50,297千円            | そのほか、平成20年6月20日開催の株主総会の決議により、上記とは別枠で、ストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する報酬の額を取締役については年額100,000千円を上限に、監査役については年額10,000千円を上限に、それぞれ付与できるとしてあります。 |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)の使用人給与相当額22,500千円があります。
2. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名、監査役4名であります。また、無報酬の取締役、監査役が各1名在任しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役溝口泰雄氏は、当社の親会社の子会社である特定関係事業者ソフトバンクBB株式会社の取締役を兼務し、コマース&サービス統括担当であります。兼職先であるソフトバンクBB株式会社と当社間に仕入等の事業上の取引があります。また、BBソフトサービス株式会社の代表取締役を兼務しており、同社と当社間に仕入等の事業上の取引があります。そのほか、ディーコープ株式会社代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間の事業上の取引はありません。

取締役佐藤桂氏は、公認会計士の資格を有する事務所代表者で、兼職先である佐藤桂事務所は当社の新規事業、M&A等に関するコンサルタント業務を請負っております。また、株式会社カービューの社外監査役を務めておりますが、当社とは事業上の取引はありません。

監査役小林稔忠氏は、株式会社小林稔忠事務所代表者で株式会社ユビテックの社外監査役を務めておりますが、当社とは事業上の取引はありません。

監査役甲田修三氏は、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社およびソフトバンクテレコム株式会社の執行役員を務めております。兼職先のうちソフトバンクBB株式会社と当社間に仕入等の事業上の取引がありますが、ソフトバンクモバイル株式会社およびソフトバンクテレコム株式会社との間には事業上の取引はありません。

監査役松浦行男氏は、三菱総研DCS株式会社総合企画部の担当部長の任にありますが、当社とは事業上の取引はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないため、独立役員として大阪証券取引所に届け出ております。

#### ② 各社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                       |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 溝 口 泰 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、重要な特定関係事業者の業務執行者の立場から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。                         |
| 取 締 役 | 佐 藤 桂   | 当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席し、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識経験を踏まえて議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。                |
| 監 査 役 | 小 林 稔 忠 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、監査役として多くの関与先をもち経験豊富であり、監査役の立場から適宜意見をのべております。   |
| 監 査 役 | 甲 田 修 三 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、重要な特定関係事業者における業務執行状況を踏まえて監査役の立場から適宜意見をのべております。 |
| 監 査 役 | 松 浦 行 男 | 平成23年6月に就任後の当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、平成23年6月に就任後の当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をのべております。    |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、上記社外役員5名全員に対して会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

④ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額については、「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

⑤ 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から役員として受けた報酬等の金額

取締役 2名 44,050千円

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 12,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として国際財務報告基準の適用に関する助言業務を委託し、その対価を支払うこととしておりますが、当事業年度は支払額はありません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社に対する効率的かつ適正な監査が当社の会計監査人に期待できないと認めるときは、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任または不再任の議案を提出する方針であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制」について基本方針を決議しましたが、現行の基本方針の内容は以下のとおりであり、適切に運用しております。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社の属する企業グループであるソフトバンクグループでは、コンプライアンスを「法令遵守に加えて、日常においても適切な行動をとること」と定義し、平成17年12月に「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」が制定され、当社もグループの一員として一丸となってこれを遵守する。

また、当社はコンプライアンス最高責任者のもとで、マニュアル等を使って、高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のための社員教育を実施する。さらに暴力団等の反社会的勢力並びに団体とは断固として関わりを持たず、また、不当な要求に対しては代表取締役社長をはじめとする役員・社員が一丸となって毅然とした対応をとることを内外に宣言する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存体制）

取締役の職務執行情報（議事録、稟議書等）の取扱いは、文書管理規程など社内規程およびそれに関する各種管理マニュアルに従い、適切に保存管理し、必要に応じて見直し等を行う。

また、職務執行情報を電磁的にデータベース化し、情報の存否および保存状況を常時検索可能にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止する一方、リスク顕在化時における諸手続き等を定めた規程類に基づいてリスクの拡大を防止し、併せて再発防止に向けて体制を整える。

また、事業規模・人員数などからみて独立した内部監査組織を設置しないが、当面経営企画室に内部監査業務担当者を兼任のかたちで置き、今後の業容拡大に伴う組織の増大、業務の複雑化の状況をにらんで独立した内部監査組織設置を検討する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

毎年策定される事業計画や中期経営計画など経営目標を念頭にその達成進捗度合いを検証し、必要に応じて見直し等を行う。

また、会社の最高意思決定機関である株主総会の負託を受け、開催する取締役会の運営に当って、取締役会規程により定められている事項および付議事項について事前に議題に関する資料を配布し、十分検討ができる体制をとる。

そのほか、日常の職務執行に際して、職務分掌規程、職務権限規程、職務権限基準表等に基づき権限委譲と内部牽制の機能が十分働く体制をとる。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

ソフトバンクグループ会社共通の内部統制セルフ・アセスメントで業務の適正を確保するためのチェックを定期的に行っていくが、一方で、独自に業務の適正化を図っていく方針であり、子会社については、その取締役が当社の部長会議（毎週）に出席し、事業内容の定期的な報告と重要案件について協議を行い、内部統制に係る事項について共通の認識を持って臨む。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことおよびその使用人の取締役からの独立性を確保するための体制（監査役サポート体制）

監査役の職務を補助する専任のスタッフは置かないが、必要に応じて、監査役補助スタッフを置くこととし、その人事についてはその都度取締役と監査役が意見交換する。

7. 監査役への報告体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（実効的監査執行体制）

取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれがあると認識したときは、法令に従い、直ちに各監査役に報告する。

また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会（毎月）、部長会議（毎週）のほか、各種社内企画検討会議など主要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を開覧、必要に応じて取締役、または使用人にその説明を求める。

そのほか、会計監査人のほか、経営企画室内部監査業務担当者と密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。

## 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つであると認識し、業績動向・財政状態・新規投資計画等を総合的に勘案しながら適正かつ安定的な配当を続けていくことを基本方針としております。しかしながら、当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、「1. 会社の現況に関する事項(1)事業の経過および成果」に記載しておりますとおり当社を取り巻く環境、当期の業績を勘案いたしまして、無配とさせていただきます存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績の向上に全社をあげて対処し、早期に復配できますように努力してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部              |                  |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,449,863</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>621,067</b>   |
| 現金及び預金          | 1,404,102        | 買掛金                  | 160,749          |
| 売掛金             | 413,570          | 未払金                  | 91,060           |
| 有価証券            | 430,432          | 未払費用                 | 25,793           |
| 前渡金             | 7,329            | 未払法人税等               | 4,415            |
| 前払費用            | 20,174           | 未払消費税等               | 23,185           |
| 繰延税金資産          | 60,139           | 前受金                  | 29,607           |
| 未収入金            | 89,550           | 預り金                  | 135,405          |
| その他の流動資産        | 24,564           | 賞与引当金                | 40,508           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>663,990</b>   | 情報セキュリティ対策引当金        | 110,000          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>64,498</b>    | その他の流動負債             | 340              |
| 建物              | 6,740            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>19,660</b>    |
| 車両運搬具           | 303              | 退職給付引当金              | 19,660           |
| 工具、器具及び備品       | 57,453           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>640,728</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>454,850</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| のれん             | 1,562            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,487,755</b> |
| ソフトウェア          | 390,089          | 資本金                  | 1,006,246        |
| ソフトウェア仮勘定       | 58,505           | 資本剰余金                | 1,395,244        |
| その他の無形固定資産      | 4,692            | 資本準備金                | 345,244          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>144,641</b>   | その他資本剰余金             | 1,050,000        |
| 投資有価証券          | 68,246           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>181,215</b>   |
| 長期前払費用          | 1,724            | 利益準備金                | 750              |
| 繰延税金資産          | 9,868            | その他利益剰余金             | 180,465          |
| 敷金              | 64,802           | 繰越利益剰余金              | 180,465          |
|                 |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△94,952</b>   |
|                 |                  | 評価・換算差額等             | △17,051          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金         | △17,051          |
|                 |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>2,422</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>3,113,854</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,473,126</b> |
|                 |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,113,854</b> |



# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 3,635,484 |
| 営 業 費 用               |         | 3,583,742 |
| 営 業 利 益               |         | 51,742    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 141     |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 5,940   |           |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 2,093   | 8,175     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 為 替 差 損               | 732     |           |
| 解 約 違 約 金             | 3,505   |           |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 0       | 4,237     |
| 経 常 利 益               |         | 55,679    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 1,440   | 1,440     |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 9,159   |           |
| 減 損 損 失               | 102,470 |           |
| 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 費 | 110,035 |           |
| 義 援 金                 | 7,525   | 229,190   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 172,070   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 2,290     |
| 法 人 税 等 調 整 額         |         | 80,744    |
| 当 期 純 損 失             |         | 255,104   |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |           |             |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |             |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | 繰越利益<br>剰余金 |
| 平成23年4月1日残高             | 1,006,246 | 345,244   | 1,050,000      | 750       | 504,571     |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                |           |             |
| 剰余金の配当                  | —         | —         | —              | —         | △69,001     |
| 当期純利益                   | —         | —         | —              | —         | △255,104    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —         | —         | —              | —         | —           |
| 事業年度中の変動額の合計            | —         | —         | —              | —         | △324,105    |
| 平成24年3月31日残高            | 1,006,246 | 345,244   | 1,050,000      | 750       | 180,465     |

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本  |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 平成23年4月1日残高             | △ 94,952 | 2,811,861 | 2,107            | 2,107          | 1,608 | 2,815,576 |
| 事業年度中の変動額               |          |           |                  |                |       |           |
| 剰余金の配当                  | —        | △69,001   | —                | —              | —     | △69,001   |
| 当期純利益                   | —        | △255,104  | —                | —              | —     | △255,104  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —        | —         | △19,158          | △19,158        | 813   | △18,344   |
| 事業年度中の変動額の合計            | —        | △324,105  | △19,158          | △19,158        | 813   | △342,450  |
| 平成24年3月31日残高            | △ 94,952 | 2,487,755 | △17,051          | △17,051        | 2,422 | 2,473,126 |

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

#### ② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産…………… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(主として2年から5年)に基づいております。

#### ③ 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

情報セキュリティ対策引当金…………… サーバーに対する不正アクセスの発生に伴い、これに対する調査および今後のセキュリティ対策ならびに利用者からの問い合わせ対応などの支出に備えるため、その費用負担額として見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

#### ④ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 227,767千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権             | 1,635千円   |
| 短期金銭債務             | 30,329千円  |

4. 損益計算書に関する注記

|           |          |   |   |           |
|-----------|----------|---|---|-----------|
| 関係会社との取引高 | 売        | 上 | 高 | 13,437千円  |
|           | 仕        | 入 | 高 | 222,796千円 |
|           | その他の営業取引 |   |   | 5,081千円   |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式 139,274株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類および株式数に関する事項

普通株式 1,272株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

平成23年6月22日開催の第23期定時株主総会決議による配当に関する事項

(イ)配当金の総額 69,001千円

(ロ)配当の原資 利益剰余金

(ハ)1株当たり配当額 500円

(ニ)基準日 平成23年3月31日

(ホ)効力発生日 平成23年6月23日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末日後となるもの  
該当事項はありません。

③当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類

|                    | 第4回<br>(平成14年6月<br>19日決議) | 第5回<br>(平成15年6月<br>18日決議) | 第6回<br>(平成16年6月<br>22日決議) | 第7回<br>(平成17年6月<br>23日決議) | 第9回<br>(平成21年9月<br>18日決議) | 第10回<br>(平成21年9月<br>18日決議) |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類   | 普通株式                      | 普通株式                      | 普通株式                      | 普通株式                      | 普通株式                      | 普通株式                       |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 352                       | 328                       | 530                       | 606                       | 740                       | 84                         |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産        |          |
| 賞与引当金         | 15,397千円 |
| 情報セキュリティ対策引当金 | 41,811   |
| 退職給付引当金       | 7,007    |
| 投資有価証券評価損     | 30,205   |
| 減損損失          | 10,931   |
| 減価償却費         | 56,790   |
| 繰越欠損金         | 24,666   |
| その他有価証券評価差額金  | 6,760    |
| その他           | 16,334   |
| 繰延税金資産小計      | 209,904  |
| 評価性引当額        | △138,737 |
| 繰延税金資産合計      | 71,166   |
| 繰延税金負債        |          |
| 未取還付事業税       | △95      |
| その他有価証券評価差額金  | △1,062   |
| 繰延税金負債合計      | △1,158   |
| 繰延税金資産の純額     | 70,008   |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について短期的な預金および短期債券等に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|                  | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額   |
|------------------|-----------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金       | 1,404,102 | 1,404,102 | —    |
| (2) 売掛金          | 413,570   | 413,570   | —    |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |           |           |      |
| 満期保有目的の債券        | 200,113   | 199,800   | △313 |
| その他の有価証券         | 298,566   | 298,566   | —    |
| (4) 買掛金          | (160,749) | (160,749) | —    |

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格に、投資信託は基準価格に、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。合同運用金銭信託は、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金

買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(親会社および主要株主等)

| 種類       | 名称           | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係            | 取引の内容               | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|----------|--------------|------------------|----------------------|---------------------|----------|-----|----------|
| その他の関係会社 | ソフトバンクBB株式会社 | (被所有)直接<br>40.5% | 仕入先<br>役員の兼任<br>(1名) | ソフトウェア販売<br>事業に係る仕入 | 222,796  | 買掛金 | 30,263   |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針

ソフトウェア販売事業に係る仕入については、先方から提示された価格に基づき、交渉により決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 17,903円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △1,848円56銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 ベクター  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 里村 豊 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前田 隆夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベクターの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬により重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

株式会社バクター 監査役会  
監査役（常勤） 小 島 秀 樹 ㊟  
監 査 役 小 林 稔 忠 ㊟  
監 査 役 甲 田 修 三 ㊟  
監 査 役 松 浦 行 男 ㊟

(注) 監査役のうち小林稔忠、甲田修三及び松浦行男の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、当社株式を上場している証券市場における利便性・流動性の向上に資するため、平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成24年5月18日開催の当社取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨、ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更および変更案第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。

これに伴い、変更案第8条（単元未満株式についての権利）および第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

- (2) その他、条文の新設に伴う条数の変更、効力発生日を明確にするための附則の新設を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現行定款                                       | 変更案                                           |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)                                 | (発行可能株式総数)                                    |
| 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>548,000株</u> とする。 | 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>54,800,000株</u> とする。 |
| (新設)                                       | ( <u>単元株式数</u> )                              |
|                                            | 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。              |

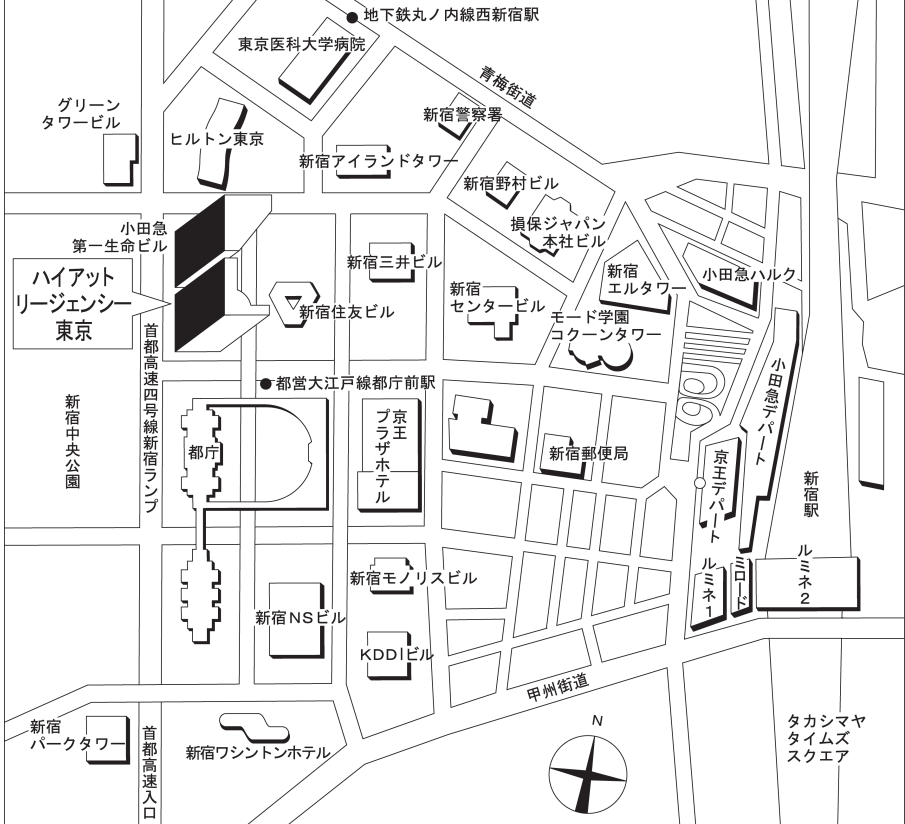
| 現行定款            | 変更案                                                                                                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)            | <u>(单元未満株式についての権利)</u>                                                                                                                                                           |
|                 | <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p> |
| (新設)            | <u>(单元未満株式の買増し)</u>                                                                                                                                                              |
| 第7条～第44条 (条文省略) | <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>                                                                                              |
|                 | 第10条～第47条 (現行どおり)                                                                                                                                                                |
| (新設)            | 附則                                                                                                                                                                               |
| (新設)            | 第1条 第6条の変更ならびに第7条、第8条および第9条の新設の効力発                                                                                                                                               |
|                 | 生日は平成24年10月1日とする。                                                                                                                                                                |
| (新設)            | 第2条 前条および本条の規定は、平成24                                                                                                                                                             |
|                 | 年10月1日をもってこれを削除す                                                                                                                                                                 |
|                 | る。                                                                                                                                                                               |

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアット リージェンシー 東京  
27階 エクセレンス



### ●交通機関

- ・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」 徒歩4分
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」 直結
- ・JR線、私鉄、地下鉄線「新宿駅」(西口) 徒歩9分

新宿駅西口小田急ハルク前からホテルまで、シャトルバス(無料送迎バス)が運行されておりますので、どうぞご利用ください。

停電等の影響により、公共交通機関に遅れが生じるおそれがございますので、お時間に余裕を持ってご来場くださいますよう、お願い申し上げます。